議案第11号

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月29日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

瑞穂町消防団員の費用弁償の額等を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部を 改正する条例

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例(昭和52年 条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「この場合において」を「ただし、出動1回に つき」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 水火災の場合 出動1回につき

ア 3時間以上 4,000円

イ 3時間未満 3,000円

第12条第2項第2号中「2,000円」を「3,000円」に 改める。 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新 旧 第1条から第11条 略 第1条から第11条 略 (費用弁償) (費用弁償) 第12条 略 第12条 略 2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事 2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事 したときは、次により費用弁償を支給する。 したときは、次により費用弁償を支給する。 ただし、出動1回につき、8時間以上継続し この場合において 、8時間以上継続し て職務に従事し、かつ、2日にわたるときは、 て職務に従事し、かつ、2日にわたるときは、 これを2回勤務に従事したとみなす。 これを2回勤務に従事したとみなす。 (1) 水火災の場合 1回につき 2,200円 (1)水火災の場合 出動1回につき ア 3時間以上 4,000円 イ 3時間未満 3,000円 (2)警戒、訓練等の場合 1回につき 3,000 (2)警戒、訓練等の場合 1回につき 2,000 第13条から第15条 略 第13条から第15条 略 <u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。